

令和3年2月25日

名護市立小・中学校保護者の皆様へ

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公 印 省 略)

児童生徒1人1大端末の貸与と学校と児童生徒間の学習ツール
「Google for Education」の運用開始について（お知らせ）

日頃より名護市の教育行政につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国の「GIGA スクール構想」の動きが加速する中、名護市においても1人1台端末の環境が整備されることとなりました。子供たちはこれからの社会を生きていく上で、超情報化社会に対応するスキルが重要になってきます。今後は授業における ICT 活用の一層の推進を図って参ります。

名護市では、学校と児童生徒間の学習ツールとして「Google for Education」を導入いたします。「Google for Education」は、教育機関向けに提供されているサービスで、すでに多くの自治体で導入・運用されています。児童生徒1人1人に学習環境が最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境を構築する上で大変有効なツールです。日々の学習活動に加え、今後予想される新型コロナウイルス感染症への備えとして、臨時休業中の学校と家庭をつなぐツールとしての運用も可能です。

つきましては、名護市教育委員会では児童生徒に端末を貸与し、「Google for Education」のサービスを利用いたします。専用アカウント（例：*****@nago.ed.jp）を発行し、これを利用することで、オンラインでの学習機会（学習課題の受信と回答、協働学習、学習相談、動画配信など）を得ることができるようになります。登録した情報は、主に学校活動で利用することのみに使用し、それ以外の目的で使用することはありません。使用に関して御不明な点がありましたら、各学校または下記までお問い合わせください。

保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

問い合わせ先

各学校

又は

名護市教育委員会

学校教育課 ICT 担当

電話 0980-53-1212（内線 125）

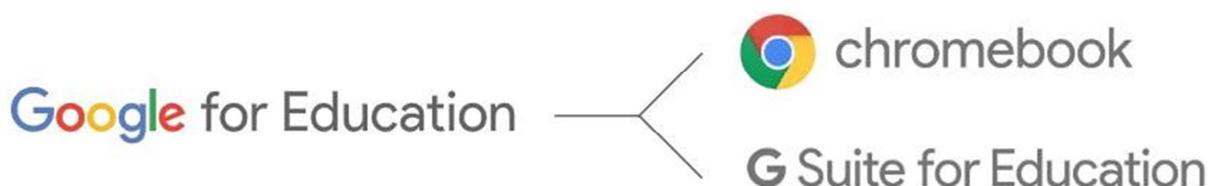
貸与する端末

【機種】 Dell Chromebook 3100 2-in-1



G suite for Education には以下の学習用ツールが用意されています。

Google for Education の概要



Google for Education とは「Google の教育現場向けサービス」を総称した名称です。具体的には、学習用端末「Chromebook」と学習ツール「G suite for Education」で構成されています。本サービスを利用するには、個人ごとに割り振られた ID・パスワードでログインする必要があります。名護市教育委員会は教員と児童生徒が使用できるように ID・パスワードを付与いたします。

Google for Education 学校全体が一括に使用できるツール

児童生徒と教師の課題等の管理。組織単位での、コミュニケーションツール



Classroom

安全なビデオ通話とメッセージ機能



Meet

共同作業が可能なプレゼンテーションツール



スライド

共同作業が可能な文書作成ツール



ドキュメント

簡単なテストやアンケートを作成・回収し、自動で回答を分析できるツール



フォーム

調べたいことが探せる。インターネット検索ブラウザ



Chrome

児童生徒と教師、家庭と学校のコミュニケーションツール



Gmil

課題や文書などを整理して安全に保管。どのデバイスからでもアクセス



ドライブ

共同作業が可能な表計算ツール



スプレッドシート

メンバーで共有できるカレンダー。スケジュール管理も可能。



カレンダー

Google for Education の機能は、インターネット環境があればどこからでも利用できます。インターネット環境と名護市教育委員会発行のアカウントを使用すれば、貸出端末以外の

ご家庭のパソコン、スマートフォン、タブレットからも使用できます。全てのファイルをインターネットを通じて管理するため、どこでもいつでも必要な情報にアクセスし、編集することができます。



Google for Education の活用のイメージ



■ラインズ e ライブラリの概要

ラインズ e ライブラリアドバンスは、児童生徒たちの「学力の定着と向上」と「主体的学び」を、サポートする学習支援サービスです。

学習指示・成績管理

先生は、児童生徒の学習状況を把握しながら、「確認テスト」を実施することができ、そのテスト結果から児童生徒一人ひとりに向けて自動構成された問題を出題できます。

おすすめ学習・テーマ学習

児童生徒の「自由学習」では、苦手強化、得意伸長、次の学びへ誘導する教材が表示される「おすすめ学習」、コースを選んで主体的に学習できる「テーマ学習」、などが用意されています。児童生徒はどこからなにをやっていいか戸惑うことなく、自主的、主体的な学習を行います。

選択式回答画面・手書自動正誤判定問題

ドリル問題一問一問すべてにヒント、解答解説が用意されています。この他、選択式の解答だけでなく、手書き解答で自動正誤判定しながら徹底演習する小学算数、国語、中学数学、国語の計算・漢字演習教材も搭載しています。

----- 用語説明 -----

GIGA スクール構想：1人1台端末と学校内高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層に育成できる教育 ICT 環境を実現する文部科学省の構想。

アカウント：端末やクラウド上に設定される子供たち一人一人の学習に関する情報を集約する部屋のようなもの。

ID・パスワード：部屋（アカウント）に入るために必要な鍵。ID とパスワードの2種類で部屋の持ち主であることを認識する。

端末は、学習活動のために使うことが目的です。ゲームなど、学習活動に関わる以外に使ってはけません。また、卒業するまで同じ端末を使い続けます。児童生徒が卒業、転出後も次の児童生徒が使用しますので、大切に扱うよう、ご家庭でも指導をお願いします。

下記のとおり、手続き概要を記しますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

記

1. 端末等を借りる際、名護市学習用端末等貸出申請書（様式1）を学校へ提出する。
2. 借受人は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した場合には、速やかに学校長へ名護市学習用端末等（故障・端末紛失・破損・IDパスワード紛失）報告届（様式2）を提出する。
 - （1）端末を毀損、紛失したとき、または盗難の被害にあったとき
 - （2）ID・パスワードを紛失、又は第三者に漏洩した可能性があるとき
 - （3）端末が正常に動作しなくなったとき
 - （4）データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、またはそれらの恐れのある事実を発見したとき
- 2 故意または過失による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、端末の全部または一部が使用できなくなった場合、借受人は教育委員会が定める相当の代価を賠償しなければならない。
3. 家庭で使用する際、ネットワーク接続に関しては、原則ご家庭のインターネット回線を使用するものとし、通信費は借受人負担とする。また、回線への接続に係る費用についても、借受人負担とする。
4. 端末には不適切なサイトへのアクセスを制限しているフィルタリング等の設定をしております。フィルタリングやパスワードの設定変更をしないでください。
5. 卒業や転出、端末の借用をやめる場合は、学校へ名護市学習用端末等返却届（様式3）を提出し、端末を学校へ返却すること。
6. 端末は転出や卒業するまで利用することができますが、データの移行等、特段の理由で継続して借用する際は学校へ名護市学習用端末等利用延長届（様式4）を提出すること。
7. 貸出用端末については、名護市教育委員会がセキュリティ対策等のため、どのような使い方をしたか、使用履歴を確認できるようになっていますので、ご理解ください。

以上